・津波警報が発令された場合の対応

- 大津波警報または津波警報が発令された場合は、休校とする。
- 津波注意報が発令された場合
 - ・原則、通常通り授業を行う。ただし、登校については、地域の実情に合わせた対応 をする。

○ 在宅時

- ア 午前6時に大津波警報または津波警報が発令されている場合は、地元市町村警戒 本部の指示に従い、自宅または最寄りの緊急避難場所等安全な場所で待機する。
- イ 午前11時までに解除された場合には登校し、午後の授業を行う。
- ウ 午前11時の時点で発令されている場合は、休校とする。
- エ JR東海道線浜松駅着の上下線とも運休の場合は休校とする。

○ 登下校時

- ア 最寄りの緊急避難場所等安全な場所に避難する。
- イ 公共交通機関利用者は、乗務員などの指示に従う。
- 在校時
 - ア 放送等での指示に従い、北館3階および4階に避難する。
 - イ 生徒の下校に関しては、下記のようにする。
 - ・原則として、津波警報が発令されている間は、生徒は校内に留まる。下校は、 地震や津波情報、公共交通機関の運行状況等から総合的に判断する。
 - ・安全が確認されたら、生徒は下校する。なお、交通機関不通などにより下校できない生徒は校内に宿泊することもある。
- 校外活動および部活動時
 - ア 午前6時に大津波警報または津波警報が発令されている場合は、原則、活動を中 止する。
 - イ 大会等においては、主催者の指示に従う。